

蓮田白岡衛生組合測量調査委託契約約款

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、設計書及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

(業務用地等の確保)

第2条 甲は、業務用地その他設計図書において甲が提供するものと定められた業務の遂行上必要な用地（以下「業務用地」という。）を、乙が業務の遂行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(工程表)

第3条 乙は、甲の指定する日までに設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一つに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「補償の額」という。）は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は、報告を求めることができる。

(下請負等)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は主体部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、業務の履行につき著しく不相当と認められる受任者又は下請負人があるときは、乙に対してその変更を請求することができる。

(下請負人の通知)

第8条 甲は、乙に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

(現場代理人及び主任技術者)

第11条 乙は、現場代理人及び主任技術者又はそのいずれかを定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人又は主任技術者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の現場に常駐し、指揮監督しなければならない。

3 主任技術者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(現場代理人等に対する異議)

第12条 甲又は監督職員は、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる。

(材料の品質、検査、調合等)

第13条 業務に使用する材料について、品質が明示されていない場合には、中等の品質のものを使用するものとする。

2 業務に使用する材料のうち甲の指定するものについては、使用前に監督職員の検査を受けて合格したものでなければ使用することはできない。

3 監督職員は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の検査に直接必要な経費は、乙の負担とする。

5 乙は、現場に搬入した材料を監督職員の承諾を受けずに現場外に搬出してはならない。

6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された材料については、遅滞なく現場外に搬出しなければならない。

7 乙は、使用する材料のうち調合を要するもので甲の指定するものについては、監督職員の立

会を得て調査したものでなければ使用することができない。ただし、調査について見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

(貸与品及び支給材料)

第14条 甲から乙への貸与品及び支給材料の品名、数量、品質及び規格又は性能は設計図書で、引渡場所及び引渡時期は甲乙協議して定めるところによる。

2 監督職員は、貸与品又は支給材料を、乙の立会のもとに検査して引渡しするものとし、乙は、引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲又は甲の指定する職員に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 乙は、前項の引渡しの場合において、その品質、規格又は性能が仕様に適合しないと認めるときは、その旨を監督職員に通知しなければならない。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第15条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 甲の都合により貸与品又は支給材料の品名、数量、品質、規格、性能及び引渡場所について、変更するときは、第15条第1項後段及び同条第2項の規定を準用する。

6 使用済の貸与品又は業務の完了、業務内容の変更若しくは契約解除に際して不用となった支給材料があるときは、乙は、直ちに、設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない。

7 乙は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 乙の故意又は過失により貸与品又は支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

9 乙は、支給材料の使用法又は残材料の措置が設計図書に明示されていない場合には、監督職員の指示に従わなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は業務の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託代金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第16条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第17条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して委託代金額を変更し

なければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第18条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(天災その他不可抗力による損害)

第19条 天災その他不可抗力によって、目的物に損害を生じたときで、重大と認められるものについて、乙が善良な管理者の注意をなしたと認められるときは、その損害額を甲が負担する。

2 前項の損害について、損害をてん補するものがあるときは、それらの額を控除したものを前項の損害額とする。

3 前2項の損害額の算定は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第20条 乙は、業務が完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のうえ業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託代金の支払)

第21条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により委託代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託代金を支払わなければならない。

(部分使用)

第22条 甲は、業務の既済部分について書面による乙の同意を得て、これを使用することができる。この場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

2 前項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害額を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(代理受領)

第23条 乙は、甲の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第21条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第24条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙に違約金を科して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託代金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法で定める率」という。)で計算した額とする。ただし、違約

金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

- 3 甲の責に帰すべき理由により、第21条第2項の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第25条 削除

(甲の解除権)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第28条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格したものについての所有権は甲に帰属するものとし、甲は、その出来形部分に対する委託代金相当額を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託代金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第27条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第28条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第15条第1項の規定により業務の内容を変更したため委託代金額が2/3以上減少したとき。
- (2) 第15条第1項の規定による業務の中止の期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第26条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第29条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、業務の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給

材料が乙の故意若しくは過失により滅失もしくはき損したとき、又は業務の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 業務用地等に、その所有に属する業務材料、器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに業務用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、乙が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は業務用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代って当該物件を処分し、その他業務用地等を原状に復することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第26条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第27条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は前条の規定による乙の解除権の行使であるときは甲乙協議して定める。

（秘密の保持等）

第30条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（定めのない事項等）

第31条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

「改正」平成30年10月23日